

公 告

秋田大学医学部附属病院各種自動販売機等の設置・管理運営事業者（以下「事業者」という。）を以下のとおり募集します。

令和5年5月26日
国立大学法人秋田大学
学 長 山 本 文 雄

1. 募集する業務の概要

(1) 事業名

秋田大学医学部附属病院各種自動販売機等の設置・管理運営事業

(2) 事業の内容

秋田大学医学部附属病院（以下「本院」という。）における各種自動販売機・コインランドリー・公衆電話について、本学の募集要項に基づき設置・管理運営する

(3) 事業期間

令和5年8月1日から令和11年3月31日

2. 応募資格

応募資格は、以下の条件をすべて満たす法人または個人（複数の法人または個人が共同して応募する場合は、全事業者）とする。

(1) 事業実績のある者

- ①病院または国、県、市町村庁舎等の施設において、3年以上の設置運営実績があること。
- ②過去1年間に食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく行政処分を受けていないこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者

- ①国立大学法人秋田大学会計実施細則第47条または第48条の規定に該当する者（未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第47条中、特別な理由がある場合に該当する）
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続の申立をしている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしている者
- ③破産者で復権を得ない者
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第2号から第4号までまたは第6号の規定に該当する者で構成されている者

- ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営む者
- ⑥国税、県税及び市町村税の滞納がある者
- ⑦学長から取引停止の措置を受けている期間中の者

3. 募集要項の交付等

(1) 交付受付期間

令和5年5月26日（金）から同6月8日（木）（土・日曜日を除く。）

(2) 募集受付期間

令和5年5月26日（金）から同6月20日（火）（土・日曜日を除く。）

(3) 交付及び募集受付時間

午前8時30分から17時00分

(4) 交付、募集受付場所及び問い合わせ先

〒010-8543 秋田市本道一丁目1番1号

国立大学法人秋田大学

医学系研究科・医学部調達課 専門幹（特定調達担当）森田

電 話：018-884-6249

F A X：018-884-6250

4. 企画提案書の提出期限等

令和5年6月20日（火）17時00分（必着）までに持参または郵送（簡易書留郵便または民間事業者による書留郵便に準ずるもの）により提出とし、封筒の表に「秋田大学医学部附属病院各種自動販売機等の設置・管理運営事業応募書類 在中」と朱書きするものとする。また、複数の法人または個人で共同して事業を実施する場合にあっては、代表幹事が提出しなければならない。なお、企画提案書提出後、応募者が応募を辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出するものとする。

詳細は、募集要項によるものとする。